

第12回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成20年12月15日(月)16:00~17:46
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、出口委員、青木専門委員、佐々木専門委員、佐藤専門委員、菅専門委員、田井専門委員
審議協力者(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、日本銀行)
調査実施者(伴交通統計室長ほか2名)
事務局(犬伏統計審査官ほか2名)
- 4 議 題 造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について

5 概 要

- (1) 事務局から、第10回産業統計部会の結果概要について説明が行われた。
- (2) 国土交通省から、前回部会での委員意見等に対する回答について説明があり、それを踏まえ、質疑が行われた。

主な意見等は、以下のとおり。

長期生産物に係る進捗状況の把握

部品を生産し、組み立てて鉄道車両を生産するという生産の流れから言えば、月次の部品の生産を把握することで、生産の進捗状況の把握につながる面があったのではないかと。今回の改正により、鉄道車両部品に係る調査が四半期調査になると、そのデータが失われることになる。これにより精度の高い推計が行えなくなる支障はないのか。

長期の生産工程において、完成品の生産に至る進捗を把握しようとする、何らかの形で仕掛品を捉える必要があると考える。鉄道車両は出荷額が非常に大きな品目であるから、仕掛品等を捉えるための統計調査における概念の整理等について、是非とも具体的な対応を図っていただきたい。

仕掛品の把握は重要だが、生産動態統計においてはタイムリーさも重要。統計調査で直接把握することだけでなく、推計方法を工夫することにより対応することも考えた方がよい。

大規模な製造業者においては月次の仕掛品等の把握は行っていると思われる。ただし、社内の独自の方式による把握を行っているなど、ずれがあるかもしれない。

- ・ 受注から納入までの期間が安定的なのか、品目等によって違うのかを検証することも必要である。そのための基礎資料は調査実施者において収集し、本調査の改善に係る検討を行っていただきたい。
- ・ 鉄道車両を製造する事業者は限られているので、個別ヒアリングをするなどして、車種別の生産期間を把握し、精度向上等につなげていただきたい。

中期的には、仕掛品在庫及び完成品在庫を一括して把握することができれば問題はない。これにより、受注残、生産、仕掛品・完成品在庫及び期中の受注額がバランスするように一

連の流れが把握できる仕組みを構築していただければと考えている。

しかしながら、これらを月次で把握するのは困難な事業所も存在することが想定される。例えば、把握は四半期で行い、必要に応じて月次の仕掛品在庫等を推計することを検討すれば良いのではないかと。

「手持」から「受注残」への表記変更

申告義務者の立場としては、昭和 29 年から同一の概念で回答してきた調査内容を変えらるとなると、相当な周知期間が必要と考える。

今回の変更は、平成 21 年 4 月からなので、当面は現行の方式で行うことが適当だが、検討には速やかに着手すべき。

(3) 事務局から、答申案の朗読及び説明があり、これを踏まえ、項目ごとに順次審議が行われた。主な意見等は、以下のとおり。

「イ 調査周期」について

調査周期の変更については、報告者負担の軽減の観点のほかに、現行利用状況から見ても特に問題はない旨を記述すべきとの意見があり、そのように修正することとなった。

「エ 調査事項」について

調査事項については以下のように整理された。

鉄道車両等生産動態統計調査の調査事項である「手持」を「受注残」に改めることについては、「2 今後の課題」に移動させる。

造機調査における「価格」をより実態に即した「金額」という表記に改めることが必要であるとの意見があり、それについては答申に盛り込むこととされた。

「2 今後の課題」について

今後の課題については、「エ 調査事項」に係る審議結果を踏まえ所要の修正を行うとともに、本調査において、鉱工業指数の算出等の基礎資料として生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要である旨をより明確に記述すべきとの意見があり、そのように修正することとなった。

(3) 答申案については、上記意見を踏まえ、所要の修正を行うこととし、その字句等の修正については部会長に一任することで部会において了承され、12月22日(月)開催の統計委員会に諮ることとされた。

(4) 答申案の提示と併せて、統計委員会において、他府省所管の各種生産動態統計調査について今回行った審議と同様の検討を可及的速やかに開始する必要がある旨を部会長から報告することとされた。